

事 務 連 絡

令和 5 年 2 月 24 日

各医療機関 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る
医療機関の参加要件について

平素より、医療機関における院内感染対策の推進につきましては、御高配をいただき、ありがとうございます。

平成 12 年度から実施している院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）には多数の医療機関に参加いただいております。また、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（平成 28 年 4 月 5 日国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議決定）に基づき、医療機関の外来部門の薬剤耐性の動向を正確に把握する観点から、令和 4 年から診療所にも参加いただいております。

さて、令和 5 年 2 月 13 日時点で、548 の医療機関において、JANIS 検査部門に参加登録後、データ提出開始月になってから一度も JANIS への入力がない状態となっております。JANIS 検査部門への参加要件として「定期的にサーベイランスデータを提出し、原則として毎月 1 件以上の検体提出患者数を有すること。」としており、「院内感染対策サーベイランス実施マニュアル」（令和 4 年 10 月厚生労働省健康局結核感染症課）の 3－6 において、3 ヶ月連続してデータの提出がない場合には、当課は院内感染対策サーベイランス運営会議（以下「運営会議」という。）において協議の上、参加登録を抹消できることとしております。つきましては令和 5 年 3 月 17 日時点で登録抹消要件に該当している医療機関については、運営会議において協議を 2 月 22 日に実施し、登録を抹消することを予定しておりますので、現時点において登録抹消要件に該当している医療機関におかれましては、3 月 17 日までに急ぎデータの入力をお願いします。

JANIS の参加登録が抹消された時点で、JANIS に係る診療報酬上のサーベイランス強化加算の届出の取り下げを行っていただくことになるので留意のほどお願いします。

なお、参加登録が抹消されても、データ提出可能な体制を整えた後で再度 JANIS に参加することは可能です。

(参考)

○ 厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業Webページ

URL : <https://janis.mhlw.go.jp/participation/confirmation.html>

○ 問い合わせ先

<https://janis.mhlw.go.jp/contact/index.html>

○ 院内感染対策サーベイランス実施マニュアル

URL :

https://janis.mhlw.go.jp/about/material/janis_implementation_manual_ver10.0_20221026.pdf

○ 参加医療機関の登録抹消（院内感染対策サーベイランス実施マニュアルより抜粋）

「参加医療機関からのデータの提出が下記に該当する場合、結核感染症課は運営会議で協議の上、参加登録を抹消することができる。

① 検査部門、全入院患者部門においては、3ヶ月以上継続してデータの提出がない。

② SSI 部門、ICU 部門、NICU 部門においては、2回以上継続してデータの提出がない。

③ 2年連続して年報集計対象外（データ未提出、または疑義データ照会に応じない場合）。なお、提出されたデータの10%以上が必須項目を満たしていない等の理由で受理されなかった場合は未提出とみなす。」